

# 整備場所の選定方針

令和 4 年10月20日 (木)  
魚津市新庁舎整備検討委員会

## 1 地方自治法の規定 ～事務所の位置または変更～

市の主たる事務所である市役所本庁舎の位置は、市民の生活にも重要な影響を持つことから、地方自治法第4条第2項に「**地方公共団体の事務所の位置または変更しようとするときは、住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について適当な考慮を払わなければならない**」とされている。

## 2 魚津市公共施設再編方針（R1.12改訂版）

### 本庁舎・第1分庁舎・第2分庁舎

◇ 目標年度：令和11年度

- **既存庁舎の耐震化は行わずに、令和11年度までに整備を行う。**
- **第1、第2分庁舎は、市民の利便性向上、施設管理等の効率化を図るため本庁舎の整備に合わせて本庁舎へ移転統合する。**
- **他の公共施設についても、機能集約や施設スペースの供用が可能なものは、本庁舎へ集約する。**
- **施設整備にあたっては、民間活力の活用や民間施設の複合化も検討する。**
- **整備場所については、現在地を基本とする。**
- **統合後の第1、第2分庁舎跡地については、民間への譲渡も含め、利活用方法を幅広く検討する。**

### 健康センター

◇ 目標年度：令和11年度

- **市民の利便性向上、施設管理等の効率化を図るため本庁舎の整備に合わせて本庁舎へ移転統合する。**
- **跡地については、民間への譲渡も含め、利活用方法を幅広く検討する。**

【魚津市公共施設再編方針】：昭和40年代から60年代にかけて整備した多くの公共施設の老朽化や、人口減少・少子高齢化の進展に伴う財源不足などの課題を解決するべく、平成26年7月に「公共施設再編方針」を策定。現行方針の進捗状況等も踏まえた見直しを実施することで、今後の持続可能な行財政運営を確保しつつ、よりよい公共施設のあり方を目指すことを通じて市民サービスの実現を図るため、「公共施設再編方針(令和元年度改訂版)」を策定。

## 3 災害への備え

新庁舎の整備にあたっては、**市民の生命と財産等を守る拠点施設として、災害発生時にも、安心して業務を継続できる安全性能を確保することが最優先**であると考えます。

### ○想定される災害

魚津市地域防災計画参照

災害種別	災害想定
活断層地震 (魚津断層帯)	地震：最大マグニチュード7.3程度（発生確率30年内：0.4%以上） 液状化：村木、下中島、経田、西布施、松倉地区が危険度が高い <b>【揺れやすさマップ】</b>
洪水	河川氾濫：2級河川、市内には多数の排水路や用水路、準用河川があり、河川や水路の合流部、暗渠部等では排水不良を原因とする氾濫や浸水被害が多くみられ、また集中豪雨による都市型の浸水被害が発生する可能性が高い。 <b>【浸水想定区域】</b>
海岸	高波・高潮：富山湾特有の「寄り回り波」、低気圧等による潮位の上昇や降雨による河川上昇等の条件によっては、沿岸部河川沿いで内水による浸水被害がでる可能性がある。 <b>【津波浸水想定区域】</b>
土砂災害	土砂災害：人的被害が多いものは、急傾斜地災害であり、市内には土砂災害の危険性があると位置づけされている箇所が多数ある。特に、片貝川及び角川中流域沿いに集中している。 <b>【土砂災害警戒区域】</b>
雪害	雪害：雪質は湿り気が多いのが特徴であり、各種の交通に支障をきたすことや家屋等の損壊被害が発生するなど地域経済社会に与える影響が大きい。

【魚津市地域防災計画】：災害対策基本法の規定に基づき、魚津市防災会議が市の地域に係る災害に関し災害予防、災害応急対策及び災害復旧について定め、総合的かつ計画的な防災対策の推進を図り、市民の生命、身体及び財産を災害から守るとともに、災害被害を軽減し、市民の誰もが安全で安心して暮らせる防災都市づくりの推進に資することを目的として計画。

## 4 魚津市立地適正化計画における設定方針 ～魚津市都市計画マスタープランにおける都市再生～

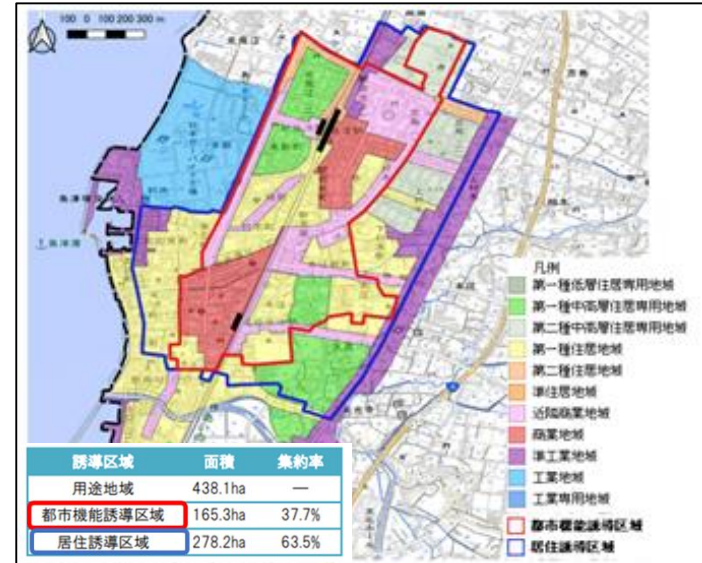
### ○誘導区域の設定方針

本市では、集約型都市構造を構築するため、「**都市機能誘導区域**」と「**居住誘導区域**」を設定しています。

行政、医療、福祉、商業などを中心拠点に誘導し集約することにより、市民誰もが快適に暮らすことができるように、各種サービスの効率的な提供を図るために「**都市機能誘導区域**」を設定しています。

また、主要駅からアクセス性が高く、人口密度の維持を図る必要がある区域については「**居住誘導区域**」が設定されています。

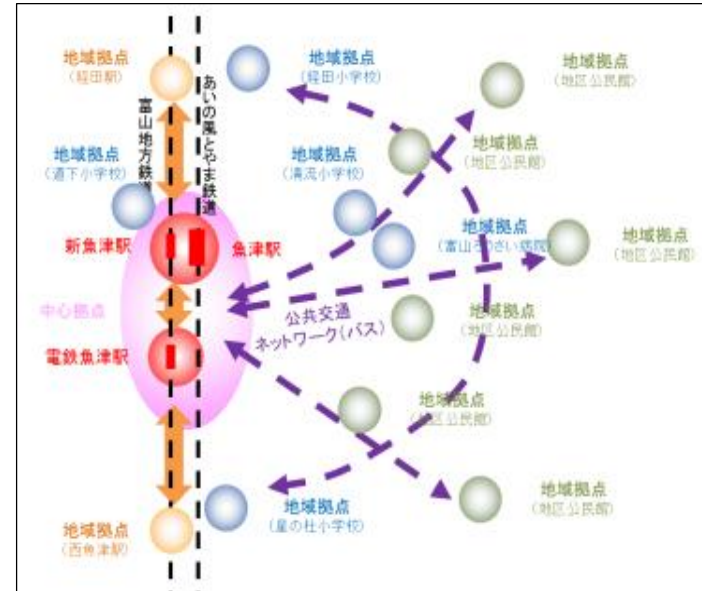
なお、想定される災害として**洪水・津波等の危険性が高い区域**については、「**誘導区域**」から除かれています。



【立地適正化計画】：都市計画に関する基本的な方針をまとめた「魚津市都市マスタープラン」における基本方針や将来の都市構造等に準拠して策定。人口減少社会に対応したコンパクトシティを実現するためのマスタープランであり、持続可能なまちづくりに向け、居住環境や行政・医療・福祉・商業・公共交通等のさまざまな都市機能を誘導する計画で、都市マスタープランの一部として取り扱うものとされている。

### ○目指すべき将来の都市構造

あいの風とやま鉄道魚津駅、富山地方鉄道新魚津駅を中心とするエリア等を都市づくりの核（中心拠点）にすることによって、**コンパクトな都市構造**とし、中心拠点を中心に基幹的な公共交通軸を形成し、市内各地区を**鉄道とバスでつなぐネットワーク**を構築・維持することによって、持続可能で活力のある都市を目指します。



## 5 候補地選定にあたっての視点

市民の生命と財産等を守る拠点施設として、災害時においても、安心して業務を継続できることを最優先とし、市が目指す都市再生とコンパクトシティ・プラス・ネットワークの考え方を基にした持続可能なまちづくりを目的として、候補地を選定します。

### ① 市内各地区からの交通アクセス性に優れること

- 市内各地区を公共交通機関でつなぐネットワーク、道路アクセス性の確保

### ② 中心市街地との一体性が確保できること

- 行政サービス、防災、まちづくりの拠点としての役割

### ③ 建設に際して大きな支障がないこと

- 用地取得等にかかる事業期間、財政負担、埋蔵物など

市有地の活用/新たな用地取得 【検討課題】

## ○市有地の活用

### 【メリット】

- ・ 新たな用地取得の必要性がないため、事業費の抑制や事務（用地交渉など）の軽減を図ることができる。
- ・ 用地交渉などの必要性がないため、事業期間の見通しがたてやすく、早期実現性の点に優れる。

### 【デメリット】

- ・ 整備用地の選択肢が市有地であることから限定される。
- ・ 埋蔵文化財の存在が知られている土地は、早期実現性の点に劣る。

市有地の活用

新たな用地取得

再開発事業

用地取得

新築工事

新築工事

設計等

設計等

## ○新たな用地取得

### 【メリット】

- ・ 計画条件に見合う広さ、立地条件などを有した敷地を取得できる可能性がある。
- ・ まちづくりを一体的に考え、各エリアのポテンシャルを活かした賑わいの創出を目指すことができる。

### 【デメリット】

- ・ 新たな用地取得のため、事業費や事務(協議・調整)の増大を招く。
- ・ 用地交渉が必要であり、事業期間の見通しが立てにくく、早期実現性の点に劣る。
- ・ 計画条件、立地条件を満たす敷地が無い恐れがあり、有る場合でも事業費が高額になる恐れがある。

整備事業費、用地交渉、事業期間、早期実現性の観点から  
市有地の活用による新庁舎整備用地の選定が望ましい。